

志摩市の給与・定員管理等について

「志摩市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」（平成17年条例第44号）の規定に基づき志摩市職員の任免や給与、勤務条件などについての状況を公表します。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
平成22年度	57,020人	25,683,028 千円	593,304 千円	5,009,574 千円	19.5%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B/A	(参考)類似 団体平均一人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成22年度	635人	2,371,066 千円	178,951 千円	848,962 千円	3,398,979 千円	5,352,723 円	5,959,000 円

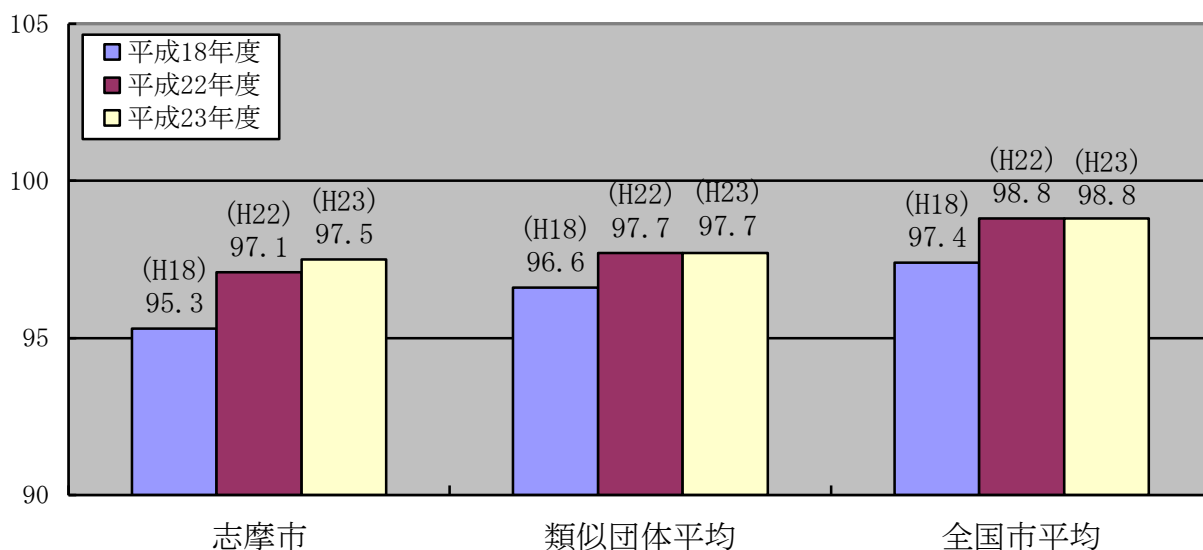
(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

(3) 特記事項

給与抑制措置の状況

区分	抑制措置	実施期間	内容
特別職	給料月額の変額	平成20年10月31日から 平成24年10月30日まで	市長の給料月額を20%減額
		平成20年11月7日から 平成24年10月30日まで	副市長の給料月額を5%減額
		平成17年4月1日から 平成24年10月30日まで	教育長の給料月額を5%減額
一般職	管理職手当の変額	平成17年4月1日から 平成24年3月31日まで	部長級及び課長級職員の手当を 50%減額

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

2 一般行政職給料表の状況（23年4月1日現在）

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
一号級の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
最高号給の給与月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600	458,400

(注) 1 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものです。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成23年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
志摩市	41.8歳	318,400円	368,560円	333,043円
三重県	43.1歳	350,928円	452,590円	— 円
国	42.3歳	327,205円	— 円	397,723円
類似団体	43.7歳	332,547円	401,218円	362,919円

② 技能労務職

区 分	志 摩 市				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
志摩市	46.1歳	118人	271,887円	297,748円	283,976円
うち清掃職員	40.8歳	40人	255,850円	290,293円	271,438円
うち学校給食員	47.2歳	25人	280,060円	293,940円	289,840円
うち用務員	51.9歳	14人	292,057円	300,970円	296,700円
うち自動車運転手	49.5歳	9人	292,511円	323,835円	302,622円
うちその他技能労務職	48.6歳	30人	270,860円	301,532円	284,277円
三重県	47.6歳	一人	339,436円	393,105円	— 円
国	49.5歳	3,689人	283,862円	—	321,662円
類似団体	48.9歳	46人	313,183円	347,693円	329,465円

民 間			参 考
対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B
—	—	—	—
廃棄物処理業従業員	44.6歳	290,600円	1.00
調理士	42.8歳	247,600円	1.19
用務員	53.8歳	209,700円	1.44
自家用乗用自動車運転者	54.6歳	215,500円	1.50
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	志摩市（C）	民間（D）	C / D
志摩市	—	—	—
うち清掃職員	4,621,105円	4,035,300円	1.15
うち学校給食員	4,762,955円	3,373,200円	1.41
うち用務員	4,852,729円	2,943,200円	1.65
うち自動車運転手	5,216,023円	2,709,500円	1.93
うちその他技能労務職	4,782,276円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。

(平成20～22年の3か年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「志摩市(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、志摩市においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況(平成23年4月1日現在)

区 分		志摩市	三重県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	178,800円	I種 181,200円 II種 172,200円
	高校卒	144,500円	144,500円	140,100円
技能労務職	高校卒	137,200円	144,500円	—
	中学卒	125,400円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成23年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	252,763円	307,700円	359,100円
	高校卒	216,350円	—	305,675円
技能労務職	高校卒	215,600円	232,567円	261,025円
	中学卒	—	—	—

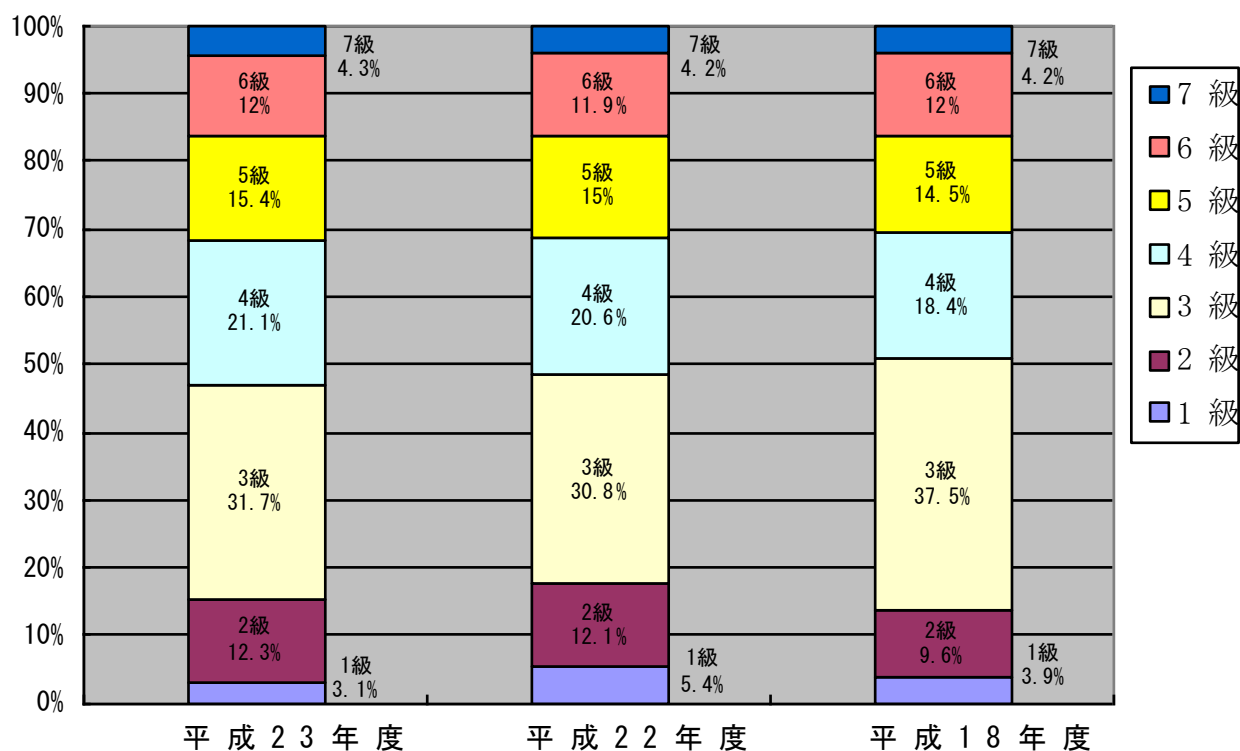
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	一般職員（定型的な業務を行う職務）	11人	3.1%
2級	一般職員（特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務）	43人	12.3%
3級	主査、主任、一般職員	111人	31.7%
4級	係長（同等所長等）	74人	21.1%
5級	課長補佐（同等所長等）、指導主事	54人	15.4%
6級	課長（支所長、同等所長等）、局長、調整監、副参事、査察指導監、危機管理監、管理主事	42人	12%
7級	会計管理者、部長、局長、参事	15人	4.3%
計		350人	100%

(注) 1 志摩市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

職員の昇給は、毎年1月1日を基準日として、昇給日前1年間に係る当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行う（当該証明が得られない職員は昇給しない）。

昇給区分は、勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の表に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ、次表に定める昇給区分に決定する。

勤務成績	昇給区分	昇給の号給数	
		昇給抑制年齢以外の職員	昇給抑制年齢職員
極めて良好	A	8以上	4以上
特に良好	B	6	3
良好	C	4（3）	2
やや良好でない	D	2	1
良好でない	E	0	0

(注) 1 昇給抑制年齢職員とは、55歳を超える職員です。ただし、医療職、技能労務職の職員の場合は、57歳を超える職員です。

2 上記表中の（ ）は一般行政職7級の職員です。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

志摩市	三重県	国
1人当たり平均支給額（平成22年度） 1,400千円	1人当たり平均支給額（平成22年度） 1,614千円	—
（平成23年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	（平成23年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	（平成23年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、 職務の級等による加算措置	（加算措置の状況） 職制上の段階、 職務の級等による加算措置	（加算措置の状況） 職制上の段階、 職務の級等による加算措置

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

基準日（6月1日・12月1日）以前の6か月以内の期間における当該職員の職務について、監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき支給しています。

(2) 退職手当（平成23年4月1日現在）

志摩市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
(その他の加算措置)			(その他の加算措置)		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）					
自己都合 勸奨・定年			—		
1人当たり平均支給額 17,317千円 24,899千円					

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成22年度決算）	4,582千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	86,453円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成22年度）	8.2%	
手当の種類（手当数）	4	
手当の名称	適用範囲	支給単価
防疫作業手当	感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症菌の付着した物件若しくは付着した危険がある物件の処理作業に従事したとき	日額 500円
	伝染症菌を有する家畜若しくは伝染症菌を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したとき	日額 500円
清掃作業手当	塵芥収集作業に直接従事する職員及び塵芥処理場において塵芥焼却作業に従事する職員	日額 400円
運転業務手当	公用車の運転業務に従事する職員	日額 250円
土木作業手当	土木作業に従事する職員	日額 300円

(4) 時間外勤務手当

区分	支給実績	職員1人当たり 平均支給年額
平成19年度決算	61,213千円	96千円
平成20年度決算	45,739千円	74千円
平成21年度決算	63,336千円	104千円
平成22年度決算	52,869千円	89千円

(5) その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び金額等	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	平成22年度決算	
				支給実績	1人当たり平均支給実績
扶養手当	配偶者 月額 13,000円 配偶者以外の扶養親族 月額 6,500円 配偶者のない場合の扶養親族1人目 月額 11,000円 特定期間（★）の子 月額 5,000円	同	—	62,838千円	226,036円
住居手当	借家居住者 月額の家賃が12,000円を超えるとき 最高支給限度額 月額 27,000円	同	—	14,783千円	254,879円
通勤手当	交通機関（電車・バスなど）利用者 最高支給限度額 月額 55,000円 交通用具（自動車・バイクなど）使用者 月額 2,000円～24,500円	同	—	31,634千円	60,718円
管理職手当	部長級職員 36,000円（18,000円） 課長級職員 26,000円（13,000円）	異	職級に応じ、定額を支給	9,371千円	170,382円

★ 満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間です。

(注) 1 平成17年4月1日から平成24年3月31日までの間、管理職手当については50%減額しており、()内は減額後の額です。また、55歳以上を超える職員についてはさらに1.5%を減額しています。

6 特別職の報酬等の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		給料月額等		
給 料	市 長	900,000円（720,000円）	類似団体における最高/最低額 990,000円／500,000円 802,000円／395,000円	
	副 市 長	700,000円（665,000円）		
	教 育 長	600,000円（570,000円）		
報 酬	議 長	495,000円	690,000円／359,000円	
	副 議 長	420,000円	620,000円／295,000円	
	議 員	390,000円	560,000円／273,000円	
期末手当	市 長 副 市 長 教 育 長	（平成23年度支給割合） 3.95月分		
	議 長 副 議 長 議 員	（平成23年度支給割合） 2.95月分		
退職手当	市 長	（算定方式） 1月につき41.6/100	（1期の手当額） 17,971,200円	（支給時期） 任期満了時
	副 市 長	1月につき25.0/100	8,400,000円	任期満了時
	教 育 長	1月につき18.3/100	5,270,400円	任期満了時

（注） 1 市長については平成20年10月31日から平成24年10月30日までの間20%、副市長については平成20年11月7日から平成24年10月30日までの間5%、教育長については平成17年4月1日から平成24年10月30日までの間5%をそれぞれ減額しており、（ ）内は減額後の額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込み額です。

3 教育長の期末手当支給割合には、勤勉手当分を含みます。

7 職員数の状況

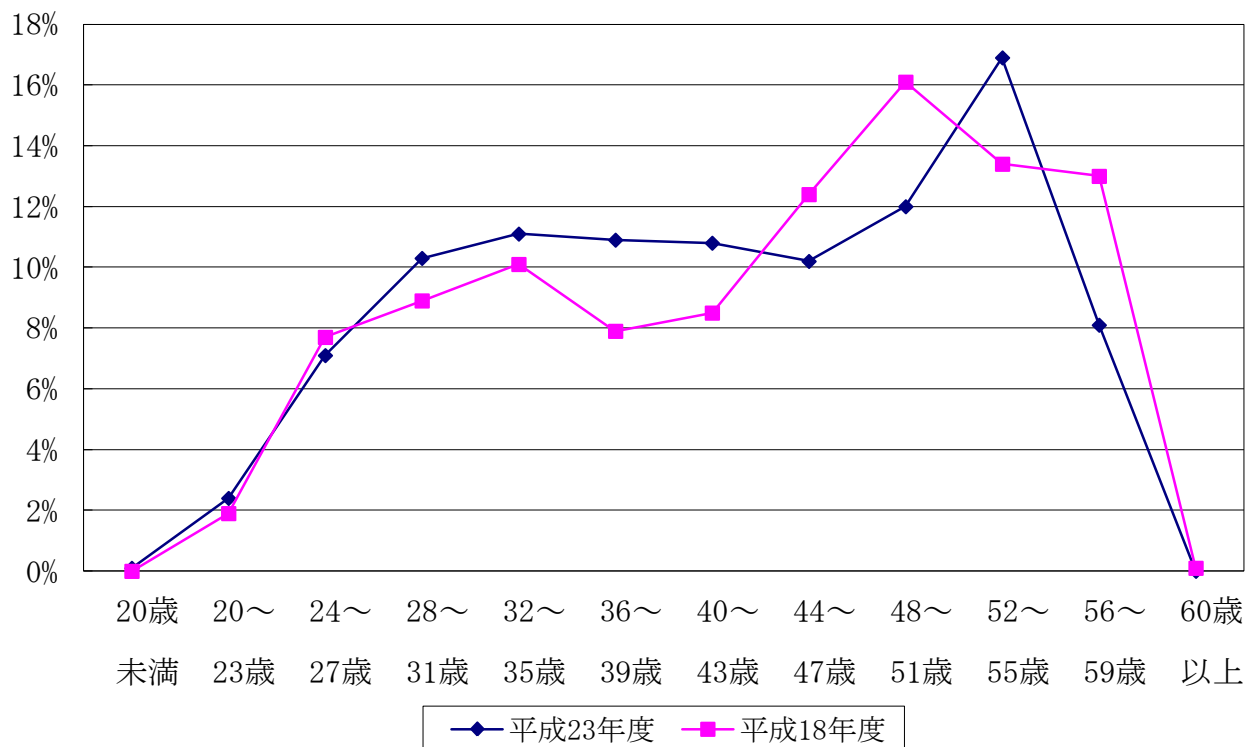
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成22年	平成23年		
普通会計部門	一 般 行 政 部 門	議会	6	6	0	業務の見直し・効率化、退職職員の不補充…等による減
		総務	141	135	△6	
		税務	28	28	0	
		農林水産	15	19	4	
		商工	19	17	△2	
土木		43	44	1		
民生		165	164	△1		
衛生		83	80	△3		
	小 計	500	493	△7	<参考> 人口1万人当たりの職員数 <u>86.46人</u> [類似団体の職員数 <u>57.74人</u>]	
	教育	146	143	△3	機構改革による組織の再編成	
	小 計	646	636	△10	<参考> 人口1万人当たりの職員数 <u>111.54人</u> [類似団体の職員数 <u>78.49人</u>]	
公営企業等	病 院 水 道 下 水 道 そ の 他	病院	91	92	1	機構改革による組織の再編成
		水道	21	21	0	
		下水道	5	5	0	
		その他	32	32	0	
	小 計	149	150	1		
合 計			795 [932]	786 [801]	△9 [△131]	<参考> 人口1万人当たりの職員数 <u>137.85人</u>

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
 2 [] 内は、条例定数の合計です。
 3 普通会計部門の教育の人数には、教育長を含みます。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成23年4月1日現在）



年齢	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	19人	56人	81人	87人	86人	85人	80人	94人	133人	64人	—人	786人

(3) 職員数の推移

（各年4月1日現在）

部門別	年度	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	過去5年間の増減数（率）
一般行政		587	553	536	519	500	493	△94（△16.0%）
教育		154	151	153	147	146	143	△11（△7.1%）
普通会計計		741	704	689	666	646	636	△105（△14.2%）
公営企業等会計計		154	152	143	147	149	150	△4（△2.6%）
総合計		895	856	832	813	795	786	△109（△12.2%）

（注）1 職員数は一般職に属する職員（教育長を含む）です。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
平成22年度	1,612,302千円	98,321千円	141,869千円	8.8%

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当 り給与 費 B/A	(参考)類似 団体平均一人 当たり給与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成22年度	20人	79,724 千円	7,250 千円	27,898 千円	114,872 千円	5,743,600 円	6,442,998 円

(注) 1 職員手当に退職手当は含みません。

2 職員数は平成23年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
志摩市	40.0歳	298,249円	339,064円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

志摩市（水道事業）		志摩市	
1人当たり平均支給額（平成22年度） 1,405千円		1人当たり平均支給額（平成22年度） 1,400千円	
(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分		(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成23年4月1日現在）

志摩市（水道事業）			志摩市（全会計）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
（その他の加算措置）			（その他の加算措置）		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額 該当なし			1人当たり平均支給額 17,317千円		
自己都合 勸奨・定年			自己都合 勸奨・定年		
28,474千円			24,899千円		

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額です。

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
平成22年度	1,651,414千円	△22,062千円	922,681千円	55.9%

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当 り給与 費 B/A	（参考）類似 団体平均一人 当たり給与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成22年度	90人	399,224 千円	125,373 千円	139,228 千円	663,825 千円	7,375,833 円	6,802,562 円

（注）1 職員手当に退職手当は含みません。

2 職員数は平成23年3月31日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
医 師	47.8歳	823,738円	1,569,600円
看 護 師 保 健 職	47.1歳	343,174円	393,823円
薬 剤 師 医 療 技 術 職	39.9歳	313,329円	356,418円
事 務 職	43.3歳	330,039円	373,836円
労 務 職	45.8歳	235,677円	281,277円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

志摩市（病院事業）	志摩市
1人当たり平均支給額（平成22年度） 1,578千円	1人当たり平均支給額（平成22年度） 1,400千円
（平成23年度支給割合） 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	（平成23年度支給割合） 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置

（注）1 （ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成23年4月1日現在）

志摩市（病院事業）			志摩市（全会計）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
（その他の加算措置）			（その他の加算措置）		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額	自己都合 該当なし	勸奨・定年 2,189千円	1人当たり平均支給額	自己都合 17,317千円	勸奨・定年 24,899千円

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額です。

9 職員の競争試験の状況

区分	職種区分	受験者数	合格者数
平成22年度	事務職員	164	9
	事務職員 (障がい者枠)	1	0
	土木技術職員	7	1
	電気技術職員	3	1
	文化財専門員	11	1
	保育士	25	4
	看護師	5	3
	理学療法士	2	1
	臨床工学技士	1	1
	計	219	21

10 職員の採用・退職の状況

(1) 職員の採用の状況（平成23年4月1日採用）

職 種	競争試験			選 考			計
	男	女	計	男	女	計	
事務職員	5	4	9	—	—	—	9
土木技術職員	1	0	1	—	—	—	1
文化財専門員	1	0	1	—	—	—	1
保 育 士	0	4	4	—	—	—	4
教 諭	—	—	—	0	1	1	1
看 護 師	0	3	3	—	—	—	3
理学療法士	1	0	1	—	—	—	1
臨床工学技士	0	1	1	—	—	—	1
医 師	—	—	—	0	1	1	1
計	8	12	20	0	2	2	22

(注) 1 職員の採用は、原則として競争試験によるものとされていますが、特殊な技術などを有する職の場合には、選考による採用を行うことができるとされています。

(2) 職員の退職の状況

区分	区 分	男	女	計
平成22年度	定年退職	5	9	14
	勸奨退職	5	7	12
	自己都合退職	1	2	3
	死亡退職	2	0	2
	計	13	18	31

11 職員の勤務時間・休暇及び旅費等に関する勤務条件の状況

(1) 一般職の標準的な勤務時間（平成23年4月1日現在）

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8時30分	17時15分	12時から13時まで

(注) 1 所属部署によっては、上記以外の勤務形態をとっていますが、1週間の勤務時間は38時間45分です。
なお、市民課では毎週月曜日のみ19時まで窓口を延長し、住民票や税務証明書の一部など、各種証明書の発行業務を行っています。

(2) 週休日・休日

週休日とは、原則として毎週土曜日、日曜日をいいます。休日とは、国民の祝日に関する法律に定められた休日及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日まで）をいいます。

(3) 年次有給休暇の取得状況（平成22年1月1日～平成22年12月31日）

総付与日数	総使用日数	対象職員	一人当たり使用日数
30,006日	7,128日	794人	8.9日

(注) 1 職員の有給休暇は、1年で20日与えられ、前年の休暇の残日数を最高20日繰り越して与えられるため、最高40日となります。

(4) 特別休暇の状況（平成23年4月1日現在）

休暇の種類	付与日数・期間など	有給・無給の別
選挙その他公民としての権利を行使する場合	必要な期間	有給
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要な期間	有給
骨髄提供のための休暇	必要な期間	有給
災害などのボランティアのための休暇	年5日	有給
結婚休暇	5日	有給
産前休暇	8週間（多胎妊娠の場合は14週間）	有給
産後休暇	8週間	有給
1歳未満の子の授乳などの時間	1日2回 それぞれ30分	有給
妻の出産	2日	有給
妻の出産の8週間前から出産の8週間後の間で出産に係る子又は小学校就学前の子の養育に関する休暇	5日	有給
小学校就学前の子の看護	年5日	有給
忌引き	亡くなった人との続柄によって1日から7日	有給
夏季休暇	7月から9月までの間で連続する5日間	有給
災害により住居が滅失した場合の復旧作業が必要な場合	7日以内	有給
災害又は交通機関の事故等で出勤が困難な場合	必要な期間	有給
災害時職員の退勤途上における身体の危険を回避する場合	必要な期間	有給
介護休暇	6か月以内	無給
組合活動のための休暇	年30日以内	無給

(5) 育児休業の取得状況

平成22年度	男	女
育児休業の取得者数	0	11

(注) 1 育児休業は、対象の子どもが満3歳になるまで取得することができますが、休業期間中は、無給となります。

(6) 出張旅費制度の概要（平成23年4月1日現在）

旅費の種類	県内	県外
日当	—	2,000円
宿泊費	10,000円	12,000円

1.2 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

区分	分限の理由	免職	降任	休職	降給	計
平成22年度	勤務成績が良くない	0	0	0	0	0
	心身の故障	0	0	9	0	9
	職に必要な適格性を欠く	0	0	0	0	0
	職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた	0	0	0	0	0
	刑事事件に関し起訴された	0	0	0	0	0
	計	0	0	9	0	9

(注) 1 分限処分とは、職員の身分保障を前提として、一定の事由によって職員がその職責を十分果たすことができない場合に、職員の意に反して職員に不利益な身分上の変動をもたらす処分をいいます。

(2) 懲戒処分者数

区分	懲戒の理由	免職	停職	減給	戒告	計
平成22年度	法令に違反した（交通事故等含む）	0	0	1	0	1
	職務上の義務違反又は職務を怠った	0	0	2	0	2
	全体の奉仕者にふさわしくない非行	0	0	0	0	0
	計	0	0	3	0	3

(注) 1 懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する責任を問うことにより、公務員の規律を維持することを目的として、職員に制裁として科する処分をいいます。

1.3 職員の営利企業等従事許可等に関する状況

区分	許可の内容	許可件数
平成22年度	営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員、顧問、評議員	0
	自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0
	報酬を得て事業若しくは、事務に従事する場合	7
	計	7

(注) 1 職員は、任命権者の許可を受けなければ営利を目的とする私企業の会社その他の団体の役員などを兼ねたり、自ら営利を目的とする私企業を営んだり、報酬を得ていかなる事業・事務にも従事してはならないこととされています。

1 4 職員の研修及び勤務成績の状況（平成22年度）

(1) 研修の状況

市役所における研修	新規採用職員研修 新規採用職員メンタルヘルス研修 交通安全研修 勤務評定者研修 新規採用職員人権研修会 食品衛生研修 犯罪被害者支援地区研修 債権回収研修 男女共同参画推進研修 クレーム対応研修 里海創生にかかる職員研修
研修機関（三重県自治会館組合等）による研修	ワンステップ研修（新規採用職員） ツーステップ研修 スリーステップ研修 マネージャー研修 リーダー研修 監査委員研修 公営企業会計研修 人事評価研修 職場の活性化を考えるセミナー 訴訟対応研修 法制執務研修 用地取得実務研修 情報処理研修 三重地方行財政アカデミー 管理監督者のためのメンタルヘルス研修 政策研修 政策法務研修 地図情報利活用研修 市町村アカデミー 日本経営協会 他

(注) 1 今後も職員の能力向上のため、研修に関する基本方針を策定し、計画的に職員研修を行ってまいります。

(2) 勤務成績の評定の概要

任命権者は、公務能率を増進させることを目的に、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講ずることとされています。

職員の能力や経歴、勤務実績等を総合的に評定することを通じて転任や昇任等を行い、適材適所の徹底を図っています。

平成22年度は事務職員・保育士・幼稚園教諭を対象に11月1日を基準日として勤務評定を行いました。

1.5 職員の健康管理等の状況

労働安全衛生法に基づき、事業者責任として職員の健康管理状況を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うため、全職員を対象に健康診断を実施しています。

1.6 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置要求制度は、職員から勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があった場合に、公平委員会が必要な審査をしたうえで判定を行い、事案の解決に当たるものです。

職員の勤務条件に関する措置の要求の状況（平成22年度）

事案数			処理件数					
前年度からの繰越	新規	計（A）	却下	取下げ	棄却	容認	計（B）	翌年度への繰越 A-B
0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

不利益処分についての審査制度は、職員から懲戒その他職員の意に反する不利益な処分を受けたとして審査請求があった場合、公平委員会が審査し、その結果に基づいてその処分を承認し、修正し又は取り消す判定を行うものです。

職員に対する不利益処分についての不服申立ての状況（平成22年度）

事案数			処理件数					
前年度からの繰越	新規	計（A）	却下	取下げ	棄却	容認	計（B）	翌年度への繰越 A-B
0	0	0	0	0	0	0	0	0